(2) 政党支部

(4) 以兄又印			,			
区分	年	提出義務 団体数	H29-H28	提出団体数	提出率	H29-H28
		(A)		(B)	(B) / (A)	
維新の党	29年	0	△ 2	0	_	_
	28年	2	_	2	100.0%	_
公明党	29年	3	0	3	100.0%	0.00
	28年	3	_	3	100.0%	_
社会民主党	29年	2	0	2	100.0%	0.00
	28年	2	_	2	100.0%	-
自由民主党	29年	104	△ 2	104	100.0%	0.00
	28年	106	_	106	100.0%	_
日本維新の会	29年	2	_	2	100.0%	
	28年	2	_	2	_	-
日本共産党	29年	4	0	4	100.0%	0.00
	28年	4	_	4	100.0%	-
民進党	29年	4	Δ 1	4	100.0%	0.00
	28年	5	_	5	100.0%	_
政党支部 合 計	29年	119	△ 5	119	100.0%	0.0
	28年	124	_	124	100.0%	_

⁽注) 上記提出義務団体数からは、原則として平成29年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。